

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条第1項に規定する説明書類

- 第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要
- 第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要
- 第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要
- 第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

**「貸付条件の変更等の申込みに対する対応の基本方針」
のとしん地域金融円滑化基本方針**

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、貸出条件の変更にもできる限り応じることにより、地域経済の発展に寄与すべく、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

当金庫はこれまで中小企業及び個人のお客様に対して必要な資金を安定的に供給し、経営サポートが必要なお客様には経営改善支援を行うなど地域とともに取り組んできました。今般の中小企業金融円滑化法の制定に伴い地域金融の円滑化の取組みを当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、これまで以上にお客様の抱えている問題に真摯に向かい合い、積極的に取り組みます。

2. 金融円滑化措置の適切な実施に向けた態勢整備について

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 新たに「金融円滑化特別委員会」を設置し、貸出条件の変更等への適切な対応、対応状況に関する適切な開示・報告、その他金融円滑化の適切な実施のための必要な措置を行います。
- (2) 営業店に「金融円滑化融資特別相談窓口」を設置するとともに、「相談・苦情窓口（フリーダイヤル）」を本部に設置し、貸出条件の変更等の申込み等及び相談・苦情等について適切に対応いたします。
- (3) お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うため、「経営改善計画書運用マニュアル」を改定し経営改善計画策定から策定後の経営相談・経営指導にこれまで以上に真摯に取り組めます。

3. 他の金融機関等との緊密な連携について

当金庫は、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは守秘義務に留意しつつお客様の同意を得たうえで、情報の確認・照会を行うなど緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情・相談については次の窓口をご利用ください。

のと共栄信用金庫 本部窓口フリーダイヤル
(電話番号 0120-01-3450) 受付時間 平日9:00~17:00 以上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1及び別表2）
 （別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
 [債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	3,115	10,872	18,913	26,471	34,880	43,863	50,898	58,406	65,505	73,415
うち、実行に係る貸付債権の額	1,533	8,134	16,108	23,756	32,102	40,563	47,641	53,765	61,885	69,287
うち、謝絶に係る貸付債権の額	63	294	426	448	664	813	1,054	1,339	1,466	1,557
うち、審査中の貸付債権の額	1,513	2,049	1,539	1,274	995	1,317	939	2,009	858	1,229
うち、取下げに係る貸付債権の額	4	393	839	992	1,117	1,168	1,263	1,292	1,295	1,340
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	261	1,592	3,326	5,033	7,556	9,511	11,600	12,959	15,987	17,258
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	59	166	285	292	328	470	585	674	771	822

（別表2）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
 [債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	211	822	1,398	1,995	2,650	3,277	3,849	4,404	5,017	5,607
うち、実行に係る貸付債権の数	133	672	1,246	1,815	2,460	3,071	3,589	4,119	4,720	5,254
うち、謝絶に係る貸付債権の数	4	23	37	45	60	73	90	113	131	145
うち、審査中の貸付債権の数	71	101	75	82	60	54	79	72	63	98
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	26	40	53	70	79	91	100	103	110
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	28	148	285	419	606	774	912	1,044	1,226	1,333
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	2	12	23	24	29	39	48	61	73	77

第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表3及び別表4）
 （別表3）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:百万円)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末	平成23 年6月 末	平成23 年9月 末	平成23 年12月 末	平成24 年3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	98	373	573	710	934	1,052	1,157	1,285	1,437	1,549
うち、実行に係る貸付債権の額	23	152	428	555	730	905	1,020	1,118	1,271	1,315
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	9	9	9	30	30	30	37	54	54
うち、審査中の貸付債権の額	62	150	54	64	75	10	0	22	5	70
うち、取下げに係る貸付債権の額	12	59	79	79	97	105	105	105	105	109

（別表4）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末	平成23 年6月 末	平成23 年9月 末	平成23 年12月 末	平成24 年3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	10	38	59	70	94	107	123	136	153	163
うち、実行に係る貸付債権の数	2	18	46	54	74	92	109	119	134	140
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	1	3	3	3	4	5	5
うち、審査中の貸付債権の数	7	13	4	7	8	1	0	2	3	5
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	6	8	8	9	11	11	11	11	13